

航空法に基づく農薬の空中散布等に関する許可・承認手続規程

平成28年7月7日28農航発第305号
令和元年9月5日 元農航発第561号
令和2年9月30日2農航発第385号
令和5年5月23日5農航発第143号
一部改正 令和7年9月16日7農航発第276号

第1 趣旨

この規程は、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）（平成27年11月17日 国空航第684号、国空機第923号国土交通省航空局長通知）」及び「空中散布を目的とした無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認の取扱について（令和元年7月30日付け国空航第793号、国空機第495号、元消安第1387号国土交通省航空局長、農林水産省消費・安全局長通知）」に基づき、（一社）農林水産航空・農業支援サービス協会（以下「協会」という。）が、航空法第132条の85第2項及び第4項第2号の規定による禁止空域の飛行並びに第132条の86第3項及び第5項第2号の規定による飛行の方法によらない飛行を行う場合の国土交通大臣の許可又は承認について、登録代行機関として適切かつ円滑な許可・承認の申請手続を行うとともに、迅速な許可・承認を得ることに資することを目的とする。

第2 防除実施者の代行申請

防除実施者の代行許可・承認手続を円滑に行うためには、産業用無人ヘリコプターの登録・定期点検を行っている認定整備事業所の協力が不可欠であるため、以下の手続によることとする。

1 防除実施者への連絡

（1）協会から認定整備事業所への依頼

協会は、毎年9月を目途に、各認定整備事業所に、防除実施者（過去1年間に当該認定整備事業所で機体の新規登録（国及び協会）を行った者及び定期点検受検者）が2の（1）及び（2）の書類を作成し、整備事業所を通じて協会に提出するよう依頼する。

（2）認定整備事業所から実施主体への依頼

（1）の依頼を受けた各認定整備事業所は、防除実施者に様式1及び様式2を送付するとともに、2の（1）及び（2）に基づき代行申請依頼書及び防除等実施計画を作成するよう連絡する。

2 防除実施者による申請書類の作成と認定整備事業所への送付

（1）代行申請依頼書の作成

防除実施者等は、認定整備事業所からの連絡を受け、代行申請依頼書（様式1）に必要事項を記入または入力する。

(2) 防除等実施計画の作成

防除実施者等は、防除等実施計画（様式2）に、以下の事項を記入または入力する。

- ① 防除実施者名
- ② 所属するオペレーターの氏名及び技能認定証番号または教習修了認定証番号（防除実施者から操縦を請け負う予定のオペレーターを含む。）
ただし、オペレーターが多数である場合は、一覧表を別様に作成し、この欄にはその旨を記載する。なお、無人航空機操縦者技能証明書を有している場合は、その番号を付記する。
- ③ 翌年3月から翌々年2月に使用する予定の全ての無人ヘリコプターの機体登録記号（国土交通省登録記号12ケタ）と、原則、機体確認の記号（協会が管理するJRC番号）
ただし、機体が多数である場合は、一覧表を別様に作成し、この欄にはその旨を記載する。
- ④ 翌年3月から翌々年2月に防除等を実施する予定の市町村の一覧（該当市町村名の欄に記載。）
- ⑤ 翌年3月から翌々年2月に防除等を実施する予定の期間（実施予定月日の欄に記載）

(3) 認定整備事業所への送付

防除実施者等は、(1)及び(2)により作成した書類を、毎年11月30日までに認定整備事業所に提出する。

なお、(1)及び(2)については、電磁的記録として作成し、電子メールその他の電磁的媒体により送付することも差し支えないものとする。

3 認定整備事業所による取りまとめと協会への送付

(1) 代行申請依頼者の確認

2の(3)による返送を受けた認定整備事業所は、1の(2)により送付した防除実施者から代行申請依頼書及び防除等実施計画が提出されたことを確認する。

その際、機体が協会の性能確認及び整備点検の確認を得ていることを確認する。

(2) 防除等実施計画の取りまとめと協会への送付

認定整備事業所は、送付された代行申請依頼書を保管するとともに防除等実施計画を取りまとめ、1の(1)により依頼を受けた日から同年12月31日の間に協会に届くよう送付する。

4 協会での取りまとめと代行申請

(1) 防除等実施計画の確認

協会は、各認定整備事業所から送付された防除等実施計画の内容を確認する。

その際、機体が協会の性能確認及び整備点検の確認を得ていることを確認する。

(2) 防除等実施計画の取りまとめと国土交通大臣への代行申請

協会は、(1)の確認の後、提出された防除等実施計画を取りまとめた上で代

行許可・承認申請書を作成し、毎年1月31日までに国土交通大臣に申請する。

5 許可・承認後の許可・承認書の写しの送付と操縦時の携行

- (1) 協会は、国土交通大臣から許可・承認書の交付を受けた場合は、当該許可・承認書の写しを遅滞なく認定整備事業所に送付する。
- (2) (1)の送付を受けた認定整備事業所は、遅滞なく防除実施者にその写しを送付し、防除実施者は、様式2に記載したオペレーター全員にその写しを配付する。
- (3) (2)の写しの配付を受けたオペレーターは、農薬の空中散布等にあたっては、写しを必ず携行する。携行に当たり、許可・承認書の「無人航空機を飛行させる者」の欄が別様となっている場合は、許可・承認書と当該オペレーターが記載されているページのみを携行する。
また、当該写しは電磁媒体に保存したものでも差し支えない。

第3 指定教習施設の代行申請

1 指定教習施設における申請書類の作成と協会への送付

(1) 協会への送付

各指定教習施設は、毎年10月末までに、(2)及び(3)により、12月から1年間の教習に関する代行申請依頼書及び教習実施計画を作成し、協会に提出する。

(2) 代行申請依頼書の作成

各指定教習施設は、代行申請依頼書(様式3)に必要事項を記入する。

(3) 教習実施計画の作成

各指定教習施設は教習実施計画(様式4)に以下の事項を記入または入力する。

- ① 指定教習施設の名称及び住所、管理責任者氏名
- ② 実技教官の氏名と技能認定証番号(指導教官証又は指導員認定証記載番号)
- ③ 入所者氏名(12月現在入所者(予定者を含む))
- ④ 実技教習使用無人ヘリコプターの製造者名、名称、重量及び機体登録記号(国土交通省登録記号12ケタ)と、原則、機体確認の記号(協会が管理するJRC番号)
- ⑤ 飛行場所(住所又は地図の添付)

その際、機体が協会の性能確認及び整備点検の確認を得ていることを確認する。

2 協会での取りまとめと代行申請

- (1) 協会は、各指定教習施設から送付された教習実施計画に記載された内容を確認する。

その際、機体が協会の性能確認及び整備点検の確認を得ていることを確認する。

- (2) 協会は、(1)の内容確認の後、教習実施計画を取りまとめて許可・承認代行申請書を作成し、毎年11月中に国土交通大臣に申請する。

3 許可・承認書の写しの送付等

- (1) 協会は、国土交通大臣から許可・承認書の交付を受けた場合は、当該許可・承認書の写しを遅滞なく指定教習施設に送付する。
- (2) (1) の送付を受けた指定教習施設は、許可・承認の期間中その写しを保管する。

第4 認定整備事業所の代行申請

1 認定整備事業所における申請書類の作成と協会への送付

(1) 協会への送付

各認定整備事業所は、毎年10月末までに、(2)及び(3)により、12月から1年間の整備に関する代行申請依頼書及び整備計画を作成し、協会に提出する。

(2) 代行申請依頼書の作成

各認定整備事業所は、代行申請依頼書(様式5)に必要な事項を記入または入力する。

(3) 整備計画の作成

各認定整備事業所は整備計画(様式6)に以下の事項を記入または入力する。

- ① 認定整備事業所の名称及び住所、代表者氏名
- ② 試験飛行を行うオペレーター(認定整備士)の氏名と技能認定証番号または教習修了認定証番号。なお、無人航空機操縦者技能証明書を有している場合は、その番号を付記する。
- ③ 整備する無人ヘリコプターの製造者名、名称及び重量
- ④ 整備する無人ヘリコプターの機体登録番号または試験飛行届出番号
- ⑤ 飛行場所(住所又は地図の添付)

その際、機体が協会の性能確認及び整備点検の確認を得ていることを確認する。

2 協会での取りまとめと代行申請

- (1) 協会は、各認定整備事業所から送付された整備計画の内容を確認する。

その際、機体が協会の性能確認及び整備点検の確認を得ていることを確認する。

- (2) 協会は、(1)の内容確認の後、整備計画を取りまとめて許可・承認代行申請書を作成し、毎年11月中に国土交通大臣に申請する。

3 許可・承認書の写しの送付等

- (1) 協会は、国土交通大臣から許可・承認書の交付を受けた場合は、当該許可・承認書の写しを遅滞なく認定整備事業所に送付する。
- (2) (1) の送付を受けた認定整備事業所は、許可・承認の期間中その写しを保管する。

第5 変更許可・承認代行申請

- (1) 指定教習施設は、新規受講生が入所した折、様式7に入所者名を記入または入力し、変更許可・承認代行申請を協会に依頼する。
- (2) 協会は、(1)の変更内容を確認の後、各指定教習施設から提出された(1)の変更申請を取りまとめ、原則毎月月末に、国土交通大臣に許可・承認内容の変更の代行申請書を提出する。
- (3) 協会は、(2)の変更に関する許可・承認書を交付された場合は、遅滞なく、(1)の申請者に許可・承認書の写しを送付する。
- (4) 指定教習施設の管理責任者は、許可・承認の期間中当該写しを保管する。
- (5) (1)以外の指定教習施設、認定整備事業所、一般防除等における防除等実施計画の内容に変更があった場合においては、変更の申請は不要とする。

第6 新規指定教習施設、新規認定整備事業所の代行申請

1 新規施設に関する申請書類の作成

(1) 代行申請依頼書の作成と協会への送付

新たに教習施設として指定を受け、または整備事業所として認定を受けようとする場合は、教習施設の指定申請または整備事業所の認定申請と合わせ、第3の1または第4の1に準じて代行申請依頼書と、教習実施計画または整備計画を作成し、協会に提出する。

ただし、教習または整備期間は、許可・承認を受けた日を起点として1年間を超えない年の12月までとする。

2 協会の代行申請

- (1) 協会は、1により提出された教習実施計画または整備計画の内容を確認する。
その際、機体が協会の性能確認及び整備点検の確認を得ていることを確認する。
- (2) 協会は、(1)の内容確認の後、遅滞なく許可・承認代行申請書を作成し、国土交通大臣に提出する。

3 許可・承認書の写しの送付等

- (1) 協会は、国土交通大臣から許可・承認書の交付を受けた場合は、当該許可・承認書の写しを遅滞なく指定教習施設または認定整備事業所に送付する。
- (2) (1)の送付を受けた指定教習施設または認定整備事業所は、許可・承認の期間中その写しを保管する。

第7 登録機体、技能認定オペレーターリストの作成と国交省への提出

- (1) 協会は、毎月、前月末時点の登録機体及び技能認定リストを様式8及び様式9により作成し、月末に国土交通省に提出する。
- (2) 協会は、飛行させる機体の追加等の変更がある場合には、(1)の月末報告とは別に、その都度、国土交通省に登録記号等の関係情報をメール連絡する。

第8 付則

この規程は、令和7年9月16日から施行する。

【以下、様式2、4、6、9は、2局長通知改正（令和4年12月1日付け）の様式に合わせて改正】

(様式 1)

令和 年 月 日

(一社) 農林水産航空・農業支援サービス協会
会 長 殿

住 所
防除実施者名

代行申請依頼書

航空法第 132 条の 85 第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに第 132 条の 86 第 3 項及び第 5 項第 2 号に基づく国土交通大臣の許可又は承認の申請に当たり、添付書類を添えてその代行を依頼します。

(様式2)

防除等実施計画

実施主体名		操縦者名		機 体 確認の記号 (注2)	登録記号等 (注3)	該 当 市町村名	実 施 予定月日
防 除 委託者名	防 除 実施者名	氏 名	認定証番号 (注1)				

(注1):協会が発行する技能認定証番号、または教習修了認定証番号を記載すること。なお、無人航空機操縦者技能証明書を有している場合には、その番号を付記すること。

(注2):機体確認の記号には、原則として協会が管理する番号(4桁)を記載すること。

(注3):登録記号等には、国から付与された登録記号(JU+10桁番号)を記載すること。

(様式3)

令和 年 月 日

(一社) 農林水産航空・農業支援サービス協会
会 長 殿

住所
指定教習施設名
管理責任者氏名

代行申請依頼書

航空法第132条の85第2項及び第4項第2号並びに第132条の86第3項及び第5項第2号に基づく国土交通大臣の許可又は承認の申請に当たり、添付書類を添えてその代行を依頼します。

(様式4)

教習実施計画

指定教習施設		英技教官		入所者氏名	英技教習機体					飛行場所 (注5.6.7)
名称 (注1)	管理責任者名	住所	氏名		認定証番号 (注2)	製造者名	名称	重量 (kg)	機体確認 の記号 (注3)	

- (注1)：分校についても上記様式により、本校と同様に記載してください。
- (注2)：協会が発行する産業用無人ヘリコプターオペレーターの指導教官証又は指導員認定証の認定証番号を記載してください。
- (注3)：協会が発行する産業用無人ヘリコプターオペレーターの指導教官証又は指導員認定証の認定証番号を記載してください。
- (注4)：機体確認の記号には、原則として協会が管理する番号(4桁)を記載すること。
- (注5)：登録記号等には、国から付与された登録記号(JU+10桁)を記載してください。
- (注6)：飛行場所には、実際に訓練を行う空域(圏場等)の住所を記載してください。
- (注7)：詳細な地番がない場合には、周辺の建物など目印を記載いただくか、該当飛行場所の緯度・経度を記載してください。

(様式5)

令和 年 月 日

(一社) 農林水産航空・農業支援サービス協会
会 長 殿

住所
認定整備事業所名
代表者氏名

代行申請依頼書

航空法第132条の85第2項及び第4項第2号並びに第132条の86第3項及び第5項第2号に基づく国土交通大臣の許可又は承認の申請に当たり、添付書類を添えてその代行を依頼します。

整備計画

認定整備事業所			オペレーター名(認定整備士)					整備する無人ヘリコプター				飛行場所 (注4.5.6)
名称	代表者氏名	住所	氏名	認定証番号 (注1)	製造者名	名称	重量 (kg)	機体確認 の記号 (注2)	登録記号等 (注3)			
									別紙参照	別紙参照		

(注1): 協会が発行する技能認定証番号、または教習修了認定証番号を記載すること。なお、無人航空機操縦者技能証明書を有している場合には、その番号を付記すること。

(注2): 機体確認の記号には、原則として協会が管理する番号(4桁)を記載すること。

(注3): 登録記号等には、国から付与された登録記号(JU+10桁番号)を記載すること。

(注4): 飛行場所には、実際に訓練を行う空域(圃場等)の住所を記載してください。

(注5): 詳細な地番がない場合には、周辺の建物など目印を記載いただくか、該当飛行場所の緯度・経度を記載ください。

(注6): 飛行場所が複数ある場合はすべて記載してください。

(様式7)

令和 年 月 日

(一社) 農林水産航空・農業支援サービス協会
会 長 殿

住所
指定教習施設名

管理責任者 氏名

変更代行申請依頼書

航空法第132条の85第2項及び第4項第2号並びに第132条の86第3項及び第5項第2号に基づく国土交通大臣の許可又は承認の内容を下表の通り変更したいので、その代行を依頼します。

前 回 の 入 所 者 等	変 更 後 (注1)

(注1) :新規入所者を含む申請時の入所者名を記載ください。また、実技教官・機体・実技場所の変更がある場合は、記載してください。

(様式 8)

無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認に係る無人航空機航空機を飛行させる者の一覧

No.	認定No.	飛行させる者	住所	技能認証等の有効期限
例 1	1234-5678	航空 太郎	○県○市○町1234	20●●/●●/●●
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				

↳

....				
9998				
9999				

(様式9)

無人航空機の飛行に関する許可・承認に係る無人航空機の一覧

番号	登録記号	機体確認の番号	機種名	製造番号	製造者
例 1	JU12345678AB	1234	FAZER R	L31-×-000△○×	ヤマハ発動機
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					

4

....					
2724					
2725					